

## 財産に関する調書

令和元年12月31日現在

	価 額	摘 要
資 産		
現金・預金	8,000	
有価証券	0	
未収入金	0	
貸付金	25,000	
土地	15,000	
建物	7,000	
備品	0	
権利	0	
貸倒引当金	△ 0	
その他	0	
計(A)	55,000	
負 債		
借入金	4,000	
未払金	0	
前受金	0	
その他	0	
計(B)	4,000	
(A) - (B)	51,000	

(記載上の注意)

- この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 単位は、千円とすること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他無形固定資産をいう。

## 「財産に関する調書」の提出に当たっての注意事項

- 1 提出者 … この書面は、貸金業者が個人である場合にのみ作成してください。
- 2 作成時点 … この書面には、申請日の前年の12月31日時点における個人の財産の状況で記載してください。
- 3 作成単位 … 単位は千円（端数は四捨五入）としてください。
- 4 添付書類 … この書面に記載した価額について、以下の例に従い、それを証する書面を添付してください。（※債務者等の氏名は記載不要）

（添付書類の例）

現金・預金	<ul style="list-style-type: none"><li>・金融機関の残高証明書または銀行預金通帳の写し</li><li>・現金がある場合は、現金出納帳など現金残高が確認できる書面の写し</li></ul>
有価証券	<ul style="list-style-type: none"><li>・取引残高報告書の写し</li></ul>
土地及び建物	<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産評価証明書または不動産鑑定士が作成した鑑定評価書の写し</li><li>・土地・建物を担保として借入がある場合は、借入残高を証する書面</li></ul>
備品	<ul style="list-style-type: none"><li>・償却資産課税台帳登録事項証明書</li><li>・契約書など価額を証することができる書面</li><li>・品目が多数の場合は一覧表</li></ul>
貸付金	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸付先毎の契約日、契約番号、貸付金額、貸付残高及び残高合計がわかる一覧表</li></ul>

- 5 その他
  - ① 本調書により、貸金業登録における財産的基礎要件（貸金業の業務を適正に実施するために必要な純資産額）の具備を確認します。本調書に不明な点等があった場合は、追加の資料提出を求めたり、提出された書類に基づきヒアリングまたは立入検査を行ったりすることがあります。
  - ② 「(A)－(B)」欄の金額が、5千万円を下回る場合は、貸金業法及び同法施行令で定める財産的基礎要件（貸金業者の最低純資産額）を欠くこととなり、登録の拒否（同法第6条第1項第14号）及び行政処分（同法第24条の6の4第1項第1号）の対象となります。
  - ③ 最低純資産額は、貸金業登録期間中、常に具備しなければならない要件です。それを満たさなくなった場合は、その事実を知った日から2週間以内に「財産的基礎に関する届出書」を提出（貸金業法第24条の6の2第3号）することになっています。